

HBCパーキング 約款・管理規定

1 名称 HBCパーキング
所在地 札幌市中央区北1条西5丁目
2 駐車場管理者
(1)所在地 札幌市中央区北3条西2丁目
(2)名称 株式会社エイチ・ピー・シー・ビジョン
(3)電話 011-221-8855
(4)代表者 澤井 和則

第1章 総則(第1条〜第6条)
第2章 利用(第7条〜第13条)
第3章 駐車場料金及び算定等(第14条〜第17条)
第4章 取引のない車両の措置(第18条〜第21条)
第5章 保管責任及び損害賠償(第22条〜第26条)
第6章 雑則(第27条)

第1章 総則
(通則)
第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規定による。(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規定を承認のうえ駐車場を利用するものとする。(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日0時から24時までとする。(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場1回の利用(定期駐車券による利用を除く。)は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者(以下「管理者」という。)の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)
第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部または一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の破損、その他これに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
(3) 工事清掃または消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)
第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付物を含めて長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.0m及び重量2.0tを超えないものに限る。

第2章 利用
(駐車場の入出等)
第7条 車両が入庫するときは、入口備付けの発券機において駐車券の交付を受け、駐車位置に入庫するものとする。

- 2 車両が出庫するときは、出口備付け精算(事前精算機)において、駐車料金を納付し、出庫するものとする。
3 定期駐車券による利用者(以下「定期券利用者」という。)は、定期駐車券の確認を受けた後入庫するものとする。
4 駐車券の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)
第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。(駐車場内の運行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両運行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること
(2) 追い越しをしないこと
(3) 出庫する車両の運行を優先すること
(4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
(5) 標識、信号機の表示または係員の指示に従うこと

(遵守事項)
第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと
(2) 紙屑、ぼろ切れ、吸い殻等のごみは各所定の容器に入れること
(3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと
(4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしていないこと
(5) 場内において宿泊しないこと
(6) 車両を洗浄し修理する場合は所定の場所において行うこと
(7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。

- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること
(9) 場内では、営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対に行わないこと
(10) その他業務又は他の利用者の迷惑となる行為をしないこと

(入庫拒否)
第11条 管理者は、駐車場が満室である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚す恐れがあるとき
(2) 引火物、爆発物その他危険物を積載したり取り付けているとき
(3) 著しい騒音や臭気を発するとき
(4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき
(5) その他駐車場の管理上支障があるとき

(出庫拒否)
第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき
(2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき

(事故に対する措置)
第13条 管理者は駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある場合は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車場料金及び算定等
(時間制駐車料金)
第14条 時間駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: 時間区分, 料金の額. Rows include 普通時間 (午前8時から午後10時まで) and 夜間時間 (午後10時から翌日の午前8時まで) with respective rates.

(時間制駐車料金における駐車時間)
第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この場合において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。

2 時間駐車券が、前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金を計算する。(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車券の利用状況に応じて決定する。

Table with 4 columns: 種類, 有効期限, 通用期間, 料金. Row: 全日定期駐車券, 午前0時から午後12時まで, 1カ月, 33,000円

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割り戻しはしない。
③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
④ 定期駐車券による利用者がその有効期限または通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の中途解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業を休止したため、定期駐車券利用者が駐車することが出来ない場合には当該手数料は控除せずに返金する。
⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
⑦ 定期駐車利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来す恐れがある場合には、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増し金)
第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者)をいう。以下同じ。)が所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金の他に、その2倍相当額の割増料金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正利用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用による時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
(2) 表面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
(3) 通用期間又は、有効期限以外の時間に定期券を不正に使用した場合

第4章 取引のない車両の措置
(引取りの請求)
第18条 時間制利用者が予め管理者への届け出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における表示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることがを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなれないときは引き取りを拒絶したもののみならず旨を付記することができる。
4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損傷については、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責めを負わない。

(車両の調査)
第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者または所有者等を確認するために必要な限度ににおいて、車両(社内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)
第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し、又は駐車場に掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)
第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることが拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなれないときは、催告した日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
3 管理者は、第1項の規定より車両のを処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償
(保管責任)
第22条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するまで(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させた時から同券を確認して出庫させるまで)、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して)車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)
第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)
第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。(免責事由)

第25条 管理者は、次の場合によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
(2) 当該車両の積載物又は取付物又は取付者が原因で生じた事故
(3) 管理者の責に帰すべき事由によつて生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
(4) 第5条の規定による営業休止等の措置
(5) 第13条による措置

(損害賠償の請求)
第26条 管理者は利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則
(この規定に定めのない事項)
第27条 この規定に定めのない事項に関しては、法令の規程に従って処理する。